



第22回

# 社会保険講座



中谷 知世

年末調整の時期になりました。

この時期になると「扶養の範囲内で年収を抑えたい」と働き方を調整される方も多いと思います。一口に「扶養」と言いますが、税金や社会保険制度で基準が異なります。今回は「扶養」の考え方についてご紹介いたします。

※話がややこしくなりますので家計の主たる給与収入の「会社員の夫」と従たる給与収入の「パートの妻」を前提でご説明します。

## ● 所得税法上と健康保険法上の「扶養」の違い

	所得税法上の「扶養」	健康保険法(協会けんぽ)上の「扶養」
呼び方	控除対象配偶者	被扶養者
「夫」の「扶養」になるとどうなる?	「夫」の所得税が安くなる。 「妻」自身の所得は0円。	「妻」の健康保険料は0円、また国民年金保険料についても0円になる。「夫」の保険料も増えることはない。
対象者	生計を一にする配偶者(事実婚は含みません)	生計維持関係がある配偶者(事実婚も含みます)
年齢の上限	なし	75歳未満(原則75歳以上は後期高齢者医療制度の被保険者となる。)
年収	原則、その年の1月~12月までの間に支払われた収入が <b>103万円以下</b> であること。	この先1年間の見込み収入が <b>130万円未満</b> (60歳以上は <b>180万円未満</b> )であること。

※「所得税法上の扶養」の要件については平成29年分のもので、平成30年から要件が変わります。  
※協会けんぽを例にしましたが、健康保険組合の場合は要件が異なる場合があります。

健康保険法上の扶養の「年収130万円」というのは、今の収入で、過去の収入は関係ありません。例えば、会社を退職して今年のこれまでの収入の合計が130万円を超えていても、今現在無職で収入がなければ、被扶養者(扶養家族)になることができます。つまり、今現在の給与収入が、約10万8千円以下であれば、扶養に入れます。



## ● 健康保険法上の「扶養」になれない場合

年収130万円未満であっても、被扶養者になれない場合があります。つまり「妻」自身で被保険者となり、保険料を納める場合です。下記2つのケースがあります。

- ・「1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が正社員の4分の3以上」ある場合はパートであっても「妻」の勤め先で「被保険者」となります。
- ・「妻」の勤め先の従業員が501人以上の場合です。勤め先が501人以上で「妻」自身が下記4つの要件すべてに該当するのであれば、「被保険者」となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと

制度を理解した上で、自分の働き方を選択しましょう！